

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第24号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中款及び号の表示に下線が引かれた款及び号（以下「移動款等」という。）に対応する同表の改正後の欄中款及び号の表示に下線が引かれた款及び号（以下「移動後款等」という。）が存在する場合には当該移動款等を当該移動後款等とし、移動款等に対応する移動後款等が存在しない場合には当該移動款等（以下「削除款等」という。）を削り、移動後款等に対応する移動款等が存在しない場合には当該移動後款等（以下「追加款等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（款及び号の表示並びに削除款等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（款及び号の表示並びに追加款等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章・第2章（略） 第3章 地域機関 第1節・第2節（略） 第3節 その他の機関 第1款～第17款（略） <u>第18款及び第19款</u> 削除 第20款～第40款（略） 第4章・第5章（略） 附則 （知事政策局） 第6条 知事政策局に次の課、室、センター、係及び班を置く。 政策課 総務班 <u>計画班</u> 秘書課・広報広聴課（略） <u>行政改革・評価室</u> 国際課 韓国室 ロシア室 中国室 <u>拉致問題調整室</u> パスポートセンター （県民生活・環境部） 第6条の3 県民生活・環境部に次の課、室、係及び班を置く。 県民生活課～消費者行政課（略） 文化振興課 文化政策係 文化事業係 <u>国民文化祭準備班</u> 県民スポーツ課～廃棄物対策課（略）	目次 第1章・第2章（略） 第3章 地域機関 第1節・第2節（略） 第3節 その他の機関 第1款～第17款（略） <u>第18款</u> 削除 <u>第19款</u> 新星学園 第20款～第40款（略） 第4章・第5章（略） 附則 （知事政策局） 第6条 知事政策局に次の課、室、センター、係及び班を置く。 政策課 総務班 秘書課・広報広聴課（略） <u>行政改革推進室</u> <u>政策評価室</u> 国際課 韓国室 ロシア室 中国室 パスポートセンター <u>国際企画課</u> <u>拉致問題調整室</u> （県民生活・環境部） 第6条の3 県民生活・環境部に次の課、室、係及び班を置く。 県民生活課～消費者行政課（略） 文化振興課 文化政策係 文化事業係 県民スポーツ課～廃棄物対策課（略）

(防災局)

第6条の4 防災局に次の課、室、係及び班を置く。

防災企画課～消防課 (略)

原子力安全対策課

企画調整係 原子力防災対策係 原子力安全対策係 放射能対策室

(農林水産部)

第6条の7 農林水産部に次の課、室、係及び班を置く。

農業総務課～経営普及課 (略)

食品・流通課

流通・市場係 販売戦略班 消費拡大係 食品産業係

畜産課～治山課 (略)

2 (略)

(分掌事務)

第9条 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局

政策課～広報広聴課 (略)

行政改革・評価室

(1)～(3) (略)

(4) 政策評価に関する事項

(5) 組織力向上に関する事項

(6) 外部監査制度に関する事項

国際課

(1)～(4) (略)

(5) 拉致問題に関する事項

(6) (略)

総務管理部 (略)

県民生活・環境部

県民生活課～消費者行政課 (略)

文化振興課

(1)～(6) (略)

(7) 国民文化祭に関する事項

県民スポーツ課～廃棄物対策課 (略)

防災局

防災企画課～消防課 (略)

(防災局)

第6条の4 防災局に次の課、係及び班を置く。

防災企画課～消防課 (略)

原子力安全対策課

原子力防災対策係 原子力安全対策係

放射能対策課

企画調整係 放射線監視係

(農林水産部)

第6条の7 農林水産部に次の課、室、係及び班を置く。

農業総務課～経営普及課 (略)

食品・流通課

流通・市場係 販売戦略班 消費拡大係 食品産業係 米粉普及推進室

畜産課～治山課 (略)

2 (略)

(分掌事務)

第9条 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局

政策課～広報広聴課 (略)

行政改革推進室

(1)～(3) (略)

政策評価室

(1) 「夢おこし」政策プランの評価に関する事項

(2) 組織風土改革に関する事項

(3) 外部監査制度に関する事項

国際課

(1)～(4) (略)

(5) (略)

国際企画課

(1) 県の中長期的な国際的施策の展開の企画等に関する事項

(2) 拉致問題に関する事項

総務管理部 (略)

県民生活・環境部

県民生活課～消費者行政課 (略)

文化振興課

(1)～(6) (略)

県民スポーツ課～廃棄物対策課 (略)

防災局

防災企画課～消防課 (略)

原子力安全対策課

- (1)～(3) (略)
- (4) 環境放射線等の調査監視及び対策に関する事項
- (5) 放射線監視センターに関する事項

福祉保健部

福祉保健課～生活衛生課 (略)
障害福祉課

- (1)～(7) (略)
- (8) 視覚障害者情報センターに関する事項
- (9)～(15) (略)

児童家庭課・少子化対策課 (略)
産業労働観光部 (略)
農林水産部
農業総務課

- (1)～(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

地域農政推進課～治山課 (略)

農地部 (略)

土木部

監理課・技術管理課 (略)

用地・土地利用課

- (1)～(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

道路管理課～営繕課 (略)

交通政策局・出納局 (略)

2 (略)

(組織)

第11条 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。

- (1)～(3) (略)

(4) 三条地域振興局

企画振興部～農業振興部 (略)

地域整備部

庶務課～建築課 (略)

原子力安全対策課

- (1)～(3) (略)

放射能対策課

- (1) 放射能対策の企画及び総合調整に関する事項
- (2) 環境放射線等の調査監視に関する事項
- (3) 放射線監視センターに関する事項

福祉保健部

福祉保健課～生活衛生課 (略)
障害福祉課

- (1)～(7) (略)
- (8) 点字図書館に関する事項
- (9)～(15) (略)

児童家庭課・少子化対策課 (略)
産業労働観光部 (略)
農林水産部
農業総務課

- (1)～(6) (略)

(7) 農業倉庫に関する事項

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

地域農政推進課～治山課 (略)

農地部 (略)

土木部

監理課・技術管理課 (略)

用地・土地利用課

- (1)～(3) (略)

(4) 新潟県土地開発公社に関する事項

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

道路管理課～営繕課 (略)

交通政策局・出納局 (略)

2 (略)

(組織)

第11条 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。

- (1)～(3) (略)

(4) 三条地域振興局

企画振興部～農業振興部 (略)

地域整備部

庶務課～建築課 (略)

災害復旧課

- (5)・(6) (略)
- (7) 南魚沼地域振興局
企画振興部～農林振興部 (略)
地域整備部
庶務課
庶務係 行政係
用地課～建築課 (略)
- (8)・(9) (略)
- (10) 上越地域振興局
企画振興部～農林振興部 (略)
地域整備部
庶務課
庶務係 行政係
用地課～都市整備課 (略)
- (11) (略)
- (12) 佐渡地域振興局
企画振興部・県税部 (略)
健康福祉環境部
総務福祉課

地域保健課・生活衛生課 (略)
環境センター (略)
農林水産振興部・地域整備部 (略)

2～13 (略)

(分掌事務)

第12条 (略)

2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部 (略)
県税部
課税課 (略)
収税課

- (1) 県税（利子等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、県たばこ税（手持品課税を除く。）、証紙徴収に係る自動車税、核燃料税及び証紙により納付される自動車取得税を除く。）に係る徴収金（以下「県税徴収金」という。）及び過料の収納に関する事項（村上収税課の所管に属する事項を除く。次号から第7号までにおいて同じ。）

- (2)～(7) (略)
村上収税課 (略)
健康福祉環境部～地域整備部 (略)

3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、巻農業振興部、新津地域整備部、新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部～農林振興部 (略)

災害復旧第1課

災害復旧第2課

- (5)・(6) (略)
- (7) 南魚沼地域振興局
企画振興部～農林振興部 (略)
地域整備部
庶務課
庶務係 建設業係 行政係
用地課～建築課 (略)
- (8)・(9) (略)
- (10) 上越地域振興局
企画振興部～農林振興部 (略)
地域整備部
庶務課
庶務係 建設業係 行政係
用地課～都市整備課 (略)
- (11) (略)
- (12) 佐渡地域振興局
企画振興部・県税部 (略)
健康福祉環境部
総務福祉課
庶務係
地域保健課・生活衛生課 (略)
環境センター (略)
農林水産振興部・地域整備部 (略)

2～13 (略)

(分掌事務)

第12条 (略)

2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部 (略)
県税部
課税課 (略)
収税課

- (1) 県税（利子等、特定配付等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、県たばこ税（手持品課税を除く。）、証紙徴収に係る自動車税、核燃料税及び証紙により納付される自動車取得税を除く。）に係る徴収金（以下「県税徴収金」という。）及び過料の収納に関する事項（村上収税課の所管に属する事項を除く。次号から第7号までにおいて同じ。）

- (2)～(7) (略)
村上収税課 (略)
健康福祉環境部～地域整備部 (略)

3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、巻農業振興部、新津地域整備部、新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部～農林振興部 (略)

地域整備部
庶務課

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

用地課～都市整備課 (略)

4 三条地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農業振興部 (略)

地域整備部

庶務課～ダム管理課 (略)

災害復旧課

平成23年災害の災害復旧工事の執行に関する事項

5～23 (略)

第17款 (略)

第18款及び第19款 削除

第106条から第109条まで 削除

地域整備部
庶務課

(1) (略)

(2) 庁舎管理に関する事項（地域整備部が設置されている庁舎に限る。）

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

用地課～都市整備課 (略)

4 三条地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農業振興部 (略)

地域整備部

庶務課～ダム管理課 (略)

災害復旧第1課

平成23年災害の災害復旧工事（五十嵐川災害復旧助成事業の河道整備及び遊水池整備に係るものに限る。）の執行に関する事項

災害復旧第2課

平成23年災害の災害復旧工事の執行に関する事項（災害復旧第1課の所管に属する事項を除く。）

5～23 (略)

第17款 (略)

第18款 削除

第106条及び第107条 削除

第19款 新星学園

(名称及び位置)

第108条 新星学園の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称 位 置
新潟県新星学園 佐渡市

(組織及び分掌事務)

第109条 新星学園に庶務課及び指導課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課

(1) 人事、公印、文書及び会計に関する事項

(2) 給食に関する事項

(3) 指導課に属しない事項

指導課

入園児童の生活及び学習指導並びに職業指導に関する事項

(組織)

第133条 (略)

2～4 (略)

5 食品研究センターに次の課及び科を置く。
総務課～食品工学科 (略)

(分掌事務)

第134条 農業総合研究所の部、課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

管理部 (略)

企画情報部

企画調整室 (略)

研究情報室

(1)・(2) (略)

基盤研究部

(1) 農業経営の合理化及び農畜産物の流通の研究に関する事項

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

アグリ・フーズバイオ研究部 (略)

2～4 (略)

5 食品研究センターの課及び科の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課～食品工学科 (略)

(組織及び分掌事務)

第146条 水産海洋研究所に総務課、漁業課、海洋課、増殖環境課及び加工課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

総務課～増殖環境課 (略)

加工課 (略)

2 (略)

(総括政策企画員等)

第177条 (略)

2 知事政策局政策課、行政改革推進室、政策評価室、国際課及び国際企画課、総務管理部大学・私学振興課、地域政策課及び情報政策課、県民生活・環境部新潟暮らし推進課、県民スポーツ課、震災復興支援

(組織)

第133条 (略)

2～4 (略)

5 食品研究センターに次の課及び科を置く。
総務課～食品工学科 (略)
水産加工食品科

(分掌事務)

第134条 農業総合研究所の部、課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

管理部 (略)

企画情報部

企画調整室 (略)

研究情報室

(1)・(2) (略)

(3) 農業経営の合理化及び農畜産物の流通の研究に関する事項

基盤研究部

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

アグリ・フーズバイオ研究部 (略)

2～4 (略)

5 食品研究センターの課及び科の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課～食品工学科 (略)

水産加工食品科

水産加工食品に関する研究及び指導に関する事項

6～8 (略)

(組織及び分掌事務)

第146条 水産海洋研究所に総務課、漁業課、海洋課、増殖環境課及び利用加工課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

総務課～増殖環境課 (略)

利用加工課 (略)

2 (略)

(総括政策企画員等)

第177条 (略)

2 知事政策局政策課、行政改革・評価室及び国際課、総務管理部大学・私学振興課、地域政策課及び情報政策課、県民生活・環境部新潟暮らし推進課、文化振興課、県民スポーツ課、震災復興支援

課及び環境企画課、防災局防災企画課、福祉保健部福祉保健課、医務薬事課、基幹病院整備室、障害福祉課及び少子化対策課、産業労働観光部産業政策課、産業振興課、商業・地場産業振興課、労政雇用課、観光局交流企画課及び観光局観光振興課、農林水産部農業総務課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課、都市局都市整備課及び都市局下水道課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(企画主幹等)

第183条 (略)

2 (略)

3 主管課及び総務管理部人事課に参与を置くことができる。

4 (略)

(次長)

第189条 保健所、福祉事務所、中央児童相談所、食肉衛生検査センター、計量検定所、病害虫防除所、家畜保健衛生所、自治研修所、放射線監視センター、中央福祉相談センター、保健環境科学研究所、精神保健福祉センター、コロニーにいがた白岩の里、若草寮、新潟学園、工業技術総合研究所及び流域下水道事務所に次長を置くことができる。

2・3 (略)

(内部組織の長等)

第192条 (略)

2・3 (略)

4 コロニーにいがた白岩の里の児童部、成人部、高齢期更生部、重複更生部及び社会復帰部に寮長を置く。

5 コロニーにいがた白岩の里の児童部、成人部、高齢期更生部、重複更生部及び社会復帰部に副寮長を置くことができる。

6 はまぐみ小児療育センターの管理部に事務長及び事務長補佐を、診療部に診療部長、科部長、科医長及びリハビリテーション技師長を、看護部に看護部長、看護師長及び副看護師長を、療育支援室に療育支援室長を置くことができる。

7・8 (略)

第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。

名称	担任する事務	設置規定
----	--------	------

(略)
新潟県自治 (略)

災復興支援課及び環境企画課、防災局防災企画課、福祉保健部福祉保健課、医務薬事課、基幹病院整備室、障害福祉課及び少子化対策課、産業労働観光部産業政策課、産業振興課、商業・地場産業振興課、労政雇用課、観光局交流企画課及び観光局観光振興課、農林水産部農業総務課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課、都市局都市整備課及び都市局下水道課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(企画主幹等)

第183条 (略)

2 (略)

3 主管課に参与を置くことができる。

4 (略)

(次長)

第189条 保健所、福祉事務所、中央児童相談所、食肉衛生検査センター、計量検定所、病害虫防除所、家畜保健衛生所、自治研修所、放射線監視センター、中央福祉相談センター、保健環境科学研究所、精神保健福祉センター、コロニーにいがた白岩の里、新星学園、若草寮、新潟学園、工業技術総合研究所及び流域下水道事務所に次長を置くことができる。

2・3 (略)

(内部組織の長等)

第192条 (略)

2・3 (略)

4 コロニーにいがた白岩の里の児童部、成人部、高齢期更生部、重複更生部及び社会復帰部並びに新星学園に寮長を置く。

5 コロニーにいがた白岩の里の児童部、成人部、高齢期更生部、重複更生部及び社会復帰部並びに新星学園に副寮長を置くことができる。

6 はまぐみ小児療育センターの管理部に事務長及び事務長補佐を、診療部に診療部長、科部長及び科医長を、看護部に看護部長、看護師長及び副看護師長を、療育支援室に療育支援室長を置くことができる。

7・8 (略)

第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。

名称	担任する事務	設置規定
----	--------	------

(略)
新潟県自治 (略)

紛争処理委員			紛争処理委員
新潟県国民健康保険運営協議会	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第7条の規定により県が定める都道府県国民健康保険運営方針その他の重要事項の審議	新潟県国民健康保険運営協議会条例（平成29年新潟県条例第11号）第1条	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。